1 指名停止措置業者名:株式会社誠華

業者の住所:広島県東広島市志和町志和堀3246-6

2 指名停止措置期間:令和3年11月9日から令和4年2月8日まで(3か月)

## 3 指名停止措置の範囲

中国四国防衛局管轄区域(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、 香川県、愛媛県及び高知県)

## 4 事実概要

株式会社誠華の元代表取締役は、広島県東広島市発注の道路河川等維持業務を めぐり、同市職員が同社を下請けに入れるよう便宜を図った見返りに、同市職員 に対して現金を渡したとして、令和3年9月27日、贈賄容疑で広島県警に逮捕 された。

## 5 指名停止措置理由

「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第3号ア(贈賄)に該 当するため。

## 指停止措置要領 付表第2

措 置 要 件	期間
(贈賄)	
3 次のア、イ、又はウに掲げる者が対象区域内の他	逮捕又は公訴を知った日
の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により	から
逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたと	
き。	
ア 代表役員等	3月以上9月以内
イ 一般役員等	2月以上6月以内
ウ 使用人	1月以上3月以内